

# 社団法人 焼津青年会議所 役員選任規程

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本規程は、社団法人焼津青年会議所定款第 1 4 条に基づき、役員選任の方法に関する事項を規程する。

## 第 2 章 理事長、監事選考委員会

第 2 条 理事長、監事選考委員会（以下選考委員会という）は、毎年 6 月中の例会において選出された委員 7 名と、本年度理事長をもって構成する。尚、選考された委員が例会当日欠席の場合は、次点者を繰り上げる。

第 3 条 委員の選出は、前条例会出席者正会員の 3 名連記による無記名投票による。尚、同得票者の順位決定は、次の順序による。

1. 会員歴の長いもの
2. 年令の多いもの

第 4 条 選考委員会委員長は、本年度理事長がこれにあたる。

## 第 3 章 理 事 長

第 5 条 次年度理事長は、選考委員会の協議により選出し、選考委員長は 7 月の例会及び理事会において結果報告を行い、総会の承認を得なければならない。

2. 次年度理事長に立候補の意志のある者は、6 月例会迄に本年度理事長にその旨を伝え、選考委員会はこれを協議する。

## 第 4 章 副理事長、室長理事、専務理事、理事、監事

第 6 条 次年度副理事長及び次年度専務理事は、理事長予定者が指名し、理事会に報告する。

第 7 条 次年度理事は、理事長予定者が副理事長予定者及び専務理事予定者と

協議の上指名し、理事会に報告する。

2. 次年度室長、事務局長及び会計理事は、次年度理事の中から理事長予定者が指名し、理事会に報告する。但し、副理事長予定者の中から指名することを妨げない。
3. 次年度委員長は、次年度理事の中から理事長予定者が副理事長予定者・室長予定者及び専務理事予定者と協議の上指名し、理事会に報告する。

第8条 理事長予定者は、次年度副理事長、専務理事及び理事を8月総会までに選出し、全て総会の承認を得なければならない。

2. 8月総会后、理事を追加選出する場合、理事長予定者は副理事長予定者及び専務理事予定者と協議の上指名し、理事会にて報告を行い、総会において承認を得なければならない。

第9条 次年度監事は、選考委員会の協議により指名し、選考委員長は7月の例会及び理事会において結果報告を行い、総会の承認を得なければならない。

## 第5章 役員 の 資 格

第10条 第2章の委員及び、第3章、第4章の役員に選出される者は次の条件を満たす者でなければならない。

(1) 理事長、監事選考委員会委員

(イ) 理事経験者であること。

(ロ) 選考年度及びその前年度に出席勧告をうけていない者。

(2) 理 事 長

(イ) 2回以上の理事経験者であること。

(ロ) 選考年度及び前年度の例会（総会含む）及び、委員会の出席率がそれぞれ70%以上の者。

(3) 副理事長、室長理事、専務理事

(イ) 原則として理事経験者であること。

(ロ) 選考年度及びその前年度に出席勧告を受けていない者。

(4) 理 事

(イ) 就任時において、正会員として登録後満2年以上を経過している者。

(ロ) 選考年度及びその前年度に出席勧告を受けていない者。

(5) 監 事

(イ) 理事経験者であること。

(ロ) 選考年度及びその前年度に出席勧告を受けていない者。

## 第 6 章 そ の 他

第 11 条 公益社団法人日本青年会議所役員及び委員の候補者又は東海地区協議会、静岡ブロック協議会の役員、委員候補者の人選等は、次年度役員予定者により決定し、理事会へ報告する。

### 附 則

◎ 本規程は、設立許可のあった日から施行する。

昭和 5 9 年 1 2 月	1 日施行
昭和 6 1 年	5 月 2 0 日改定
昭和 6 3 年 1 2 月	6 日改定
平成 4 年	8 月 1 8 日改定
平成 7 年	8 月 1 7 日改定
平成 8 年	6 月 1 8 日改定
平成 1 0 年	8 月 1 8 日改定
平成 2 3 年	1 月 1 日改定